

学 位 論 文 要 旨

中国新疆ウイグル自治区における地方環境立法に関する研究 The Study on Local Legislation in the Xinjiang-Uygur Autonomous Region

農林共生社会科学専攻 農林共生社会科学大講座
阿迪拉 库尔班

本研究の目的は、新疆ウイグル自治区（以下、新疆）における自然環境の保護・改善を目的とする地方環境立法について、その国法上の位置づけ（地方立法の法的枠組・沿革）、法体系、具体的立法内容、及び執行の状況を明らかにし、新疆における地方環境立法の今後の課題を示すことであった。そして、本論文ではその目的を以下のように達成した。

1、国法上の位置づけ（地方立法の法的枠組・沿革）について

自治区内の人民代表大会及びその常務委員会並びに人民政府が制定しうる地方立法の種類を、中華人民共和国の「憲法」「地方組織法」「立法法」「民族区域自治法」を根拠に明らかにした。具体的には、①新疆ウイグル自治区人民代表大会が、「地方性法規」（常務委員会も制定権あり）「自治条例」「単行条例」、②自治区内の自治州（5つ）と自治県（6つ）の人民代表大会が、「自治条例」「単行条例」、③ウルムチ市の人民代表大会及びその常務委員会が、「地方性法規」、④新疆ウイグル自治区人民政府が、「地方政府規則」、⑤ウルムチ市人民政府が、「地方政府規則」をそれぞれ制定することができることを明らかにした。また、新疆ウイグル自治区の地方立法五十数年の歴史に直接影響を与えていた出来事は何だったのかについても明らかにした。

2、法体系について

中国における地方環境立法の分類方法（体系）を提案した文献や研究が存在しないため、筆者は新しくその提案を試みた。そして、その分類方法（体系）を用いることで、本稿の対象とする新疆ウイグル自治区における地方環境立法の全体

象を無理なく提示することができ、かつ、例えば次のような考察を得ることができた。ダイナミックな地形的構造をもっている新疆における環境問題は、単一の行政区域のみで解決可能な環境問題は少ないのが実情であるが、複数の行政区域にまたがる環境問題を統一管理するための自治区レベルの地方性法規の数が3件にとどまっていた。その原因は行政の部門間のセクショナリズムが、行政区域間でも見られるものと推察された。いずれにしても現状では自治区レベルでのこの種の立法は不足しており、今後はこのような地方性法規の制定が課題である旨指摘した。

3、新疆ウイグル自治区環境保護条例について

新疆ウイグル自治区の地方環境立法の内その頂点にある「新疆ウイグル自治区環境保護条例」の内容を、条文を頼りに明らかにし、例えば、次のような指摘をした。新疆の環境に関する基本法的条例である「新疆ウイグル自治区環境保護条例」には、新疆で重大な環境問題となっていた砂漠化、森林と草原の破壊、そして野生動植物の減少に関して具体的な規定がないことを指摘した。そして何れも重大な問題にもかかわらず環境保護の基本条例に全く規定が存在しなかった理由は、この環境保護条例を主に所管する行政主管部門は環境保護庁であるため、他の行政主管部門（林業、農業、土地、水利等）が管轄する分野への言及を避けたのではないかということであった。今後はこの環境保護条例のみならず個別立法においても、これらの分野への自治区としての立法活動を行うことが課題であった。

4、新疆ウイグル自治区タリム川水資源管理条例について

自治区レベルの地方環境立法の内、特に地域性の強い「新疆ウイグル自治区タリム川水資源管理条例」の内容を、条文を頼りに明らかにし、例えば次のような指摘をした。本条例では、中華人民共和国水法にない独自の組織、すなわちタリム川流域水利委員会・執行委員会・タリム川流域管理局を創設していたのが最も大きい特徴となっていた。この管理体制は、タリム川の問題が大きくなりすぎて、国の設置した水行政主管部門の内部組織のみでこれを扱うには限界があったため創られた。しかしながら、この管理機構については実際の執行にあたっていくつかの問題が生じており、その解決が今後の課題であった。

5、新疆ウイグル自治区における地方環境立法の執行過程について

2013年の筆者の自治区環境保護庁への聞き取り調査結果において、法執行の難しさの原因として回答者が最も強調していたのは、次の点であった。すなわち、新疆では人民政府が民間のプロジェクトを誘致するために企業に一定程度の優遇政策を行う等経済重視政策を取っており、これにより①人民政府は、環境保護庁のこれら企業に対する環境法執行に対して相当程度の政治的圧力を加えており、それに伴い②人民政府の建てた予算において環境保護庁の予算が少ないものとなっているということである。今後は、依然として残るこのような経済重視の政策方針を少しでも環境保護重視の方向へもっていくことが、大きな課題となることを示した。その他執行機関の科学的知識の不足等も法執行の難しさの原因として挙がっており、その克服が課題となっていた。